

事業用資産を所有している方は 固定資産税(償却資産)の申告をお願いします

令和3年1月1日現在で、市内で工場や商店、農業や漁業などの事業をしている個人や法人で、その事業の用に供する資産を市内に所有する方は固定資産税の対象となり、償却資産の申告が必要です。

◆申告が必要な償却資産

償却資産は、税務署に提出する確定申告または、市民税申告で減価償却として算入される資産のうち、構築物・建築設備・工具・器具・備品などです。ただし、リース資産は除きます。

□償却資産の例

業種	主な資産
農業	ビニールハウス、農機具(脱穀機、粃すり機、乾燥機) など
漁業	漁船、漁網、魚群探知機、船外機、冷凍・冷蔵装置 など
小売業	陳列棚、陳列ケース、レジスター、ルームエアコン など
飲食サービス業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、ルームエアコン など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト など

土地、建物、無形減価償却資産、使用可能期間1年未満の資産、少額償却資産、一括償却資産、自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告不要です。なお、乗用でない農業用機械は、償却資産の申告が必要です。
※乗用トラクターや田植機、コンバインなどは軽自動車税(種別割)の課税対象となります。申告をされていない場合は、市役所税務課市民税係まで申告をお願いします。

◆申告期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

◆申告先

市役所税務課(本庁舎1階)または、各支所・行政サービスセンター税務担当の窓口へ申告書を提出してください。なお、申告書は申告先の窓口に備え付けてあります。

ご注意ください

- ・申告内容に疑義がある場合や申告書の提出がない場合は、確認調査を実施することがあります。
- ・正当な理由がなく申告をしなかった場合には、過料を科されることがあります。
- ・虚偽の申告をしたときや期限までに申告書を提出しないときには、罰金を科されることがあります。

正しい申告を
お願いします



⑩償却資産の申告に関すること 税務課固定資産税係 ☎63-5110
軽自動車の申告に関すること 税務課市民税係 ☎63-5110

P17の
知ってキ!
クイズの答え

③ 血液を検査して分かる

トキは見た目からはオスとメスの違いはほとんど分かりません。抜けた羽の血液からDNAを調べて分かります。

わかったかな?

